

安芸高田市障害者基幹相談支援センター業務委託法人募集要項

令和4年10月

安芸高田市

## 1 募集目的

安芸高田市では、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務を受託する法人を募集します。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

安芸高田市障害者基幹相談支援センター業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 設置場所

安芸高田市保健センター（安芸高田市吉田町常友1564番地2）

### (4) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

※契約を締結した日から令和5年3月31日までの期間を業務引継ぎ期間とします。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とします。

### (5) 委託上限額

年額 22,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

安芸高田市に法人の本拠を有する社会福祉法人又は特定非営利活動法人であって、かつ、中立・公正な運営を行うことができ、円滑に相談支援事業等を実施することができる次の要件全てを満たす法人であることとします。

- (1) 障害者総合支援法第51条の19の指定一般相談支援事業所、又は同法第51条の20の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること。
- (2) 当該法人が基幹相談支援センター業務を受託し、運営するために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
- (3) 市の障害者福祉行政をよく理解し、積極的に協力できる法人であること。
- (4) 障害者総合支援法その他の関係法令、厚生労働省及び広島県からの通知通達等及び指導を遵守できる法人であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に該当する者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 公告の日から契約を締結した日までの間において、建設業者等指名除外要綱（平成16年安芸高田市訓令第77号）第2条第1項に規定する指名除外等の措置

を受けていない者であること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっていないこと。

#### 4 参加手続き等

- (1) 担当部署及び問合せ先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市福祉保健部社会福祉課

電話 0826-42-5615 FAX0826-42-2130

E-mail [shakaifukushi@city.akitakata.jp](mailto:shakaifukushi@city.akitakata.jp)

- (2) スケジュール(予定)

	事 項	日 程
1	公募開始	令和4年10月25日(火)
2	質問の受付期間	令和4年10月25日(火)～31日(月)
3	質問に対する回答期限	令和4年11月2日(水)
4	参加表明書の提出期限	令和4年11月7日(月)
5	参加資格確認結果の通知	令和4年11月10日(木)迄
6	提案書提出期限	令和4年11月24日(木)
7	選定委員会(ヒアリング・審査)	令和4年12月1日(木)
8	選定結果の通知	令和4年12月9日(金)迄

- (3) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年10月25日(火)から

令和4年10月31日(月)午後5時まで

イ 提出方法

基幹相談支援センター業務委託公募に係る質問書【様式1】に記入の上、持参、郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法で、安芸高田市福祉保健部社会福祉課へ提出してください。

持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前9時00分から午後5時までを

受付時間とします。

また、FAX 又は E-mail の場合は送信した旨の連絡をしてください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は令和4年11月2日（水）までに FAX 又は E-mail で行うとともに、安芸高田市ホームページ上に掲載します。

(4) 参加表明書等の提出

ア 提出書類（なお、②④⑤については、公表されている場合は省略可）

- ①プロポーザル参加表明書【様式2】
- ②定款又は寄付行為
- ③履歴事項全部証明書
- ④役員名簿
- ⑤直近2年分の法人の決算書類（収支決算書、貸借対照表、財産目録等）
- ⑥法人収支予算書（令和4年度）
- ⑦法人組織図
- ⑧納税証明書又は納税義務がない旨の理由を記した申立書

イ 提出期限

令和4年11月7日（月）午後5時必着

ウ 提出部数

各2部（正本1部 副本1部）

エ 提出方法

持参又は郵送で安芸高田市福祉保健部社会福祉課へ提出してください。

持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前9時00分から午後5時までを受付時間とします。

(5) 参加資格の確認・通知

参加表明者の参加資格確認結果を令和4年11月10日（木）までに通知します。

(6) 提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書【様式3】に次の①～④の資料を添付してください。添付資料については任意の様式による作成も可とします。

- ①応募の理由【様式4】
- ②法人等の概要【様式5】
- ③事業計画書【様式6】
- ④費用見積書【様式7】

イ 提出期限

令和4年11月24日（木）午後5時必着

ウ 提出部数

各 9 部（正本 1 部 副本 8 部）

エ 提出方法

持参又は郵送で安芸高田市福祉保健部社会福祉課へ提出してください。

持参の場合は土日及び祝日を除く、各日午前 9 時 0 0 分から午後 5 時までを受付時間とします。

オ 留意事項

①提出書類は、A 4 版・縦型・横書き・左綴じで作成し、各資料の番号をインデックスに書き込み資料に付してください。

②提出書類について、提出期限後の追加及び変更は認めません。

## 5 選定方法及び評価基準

(1) 「安芸高田市障害者基幹相談支援センター委託法人選定委員会」においてヒアリング及び審査を行い、委託法人を選定した後、市長が最終的な決定をします。

なお、ヒアリング審査の日程は、後日通知します。

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人運営の健全性・安定性</li><li>・基幹相談支援センターの運営方針</li><li>・配置する職員の資格や相談支援実績</li><li>・職員への研修体制</li><li>・業務時間外における緊急時の体制</li></ul>	25
業務の実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合的・専門的な相談支援の実施</li><li>・地域移行・地域定着促進の取組み</li><li>・就労支援の実施</li><li>・自立支援協議会の運営等地域づくりの取組み</li><li>・権利擁護に係る取組み</li><li>・相談支援事業者及び障害者福祉事業者の育成・支援</li><li>・障害者地域生活支援システム事業の推進</li></ul>	50
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情解決体制</li><li>・災害時の体制や対応方法</li><li>・個人情報保護のための方策・マニュアル</li></ul>	15
価格評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・見積額の適正</li></ul>	10

## 6 選定結果

選定結果は、ヒアリング審査日から10日以内に提案者全員に通知文書を発送します。

## 7 その他

- (1) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位については、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- (4) 応募者の提出書類は、安芸高田市情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。